

○海上保安大学校内部監査要領

制定 平成 21 年 2 月 6 日達第 12 号
改正 平成 21 年 3 月 4 日達第 16 号
平成 28 年 3 月 22 日達第 10 号
令和 3 年 12 月 10 日達第 8 号

海上保安大学校内部監査要領

(目的)

第 1 条 この要領は、海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則（以下「競争的研究費管理規則」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づき、内部監査（以下「監査」という。）の実施に関する事項を定める。

(対象)

第 2 条 監査は、競争的研究費管理規則第 2 条第 2 項に規定する者が行う同条第 1 項の競争的研究費にかかる研究活動を対象とする。

(監査責任者及び監査員)

第 3 条 監査責任者は、最高管理責任者とする。

2 監査員とは競争的研究費管理規則第 25 条第 2 項に定める者をいう。ただし、監査員自らが監査対象となる場合は監査員となることができない。

(内部監査の区分)

第 4 条 監査の区分は、以下のとおりとする。

- 一 定期監査 年間計画に基づき定期的に行う監査
- 二 臨時監査 最高管理責任者が特に必要と認めた場合に臨時に行う監査

(監査員の権限)

第 5 条 監査員は、監査を受ける者に対し、帳票及び諸資料の提出、状況の説明、その他監査実施上必要な要求を行うことができる。

2 監査員は、必要に応じて監査を受ける者以外の者に対して、内容の照会又は事実の確認を求めることができる。

3 前 2 項の要求を受けた者は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(監査員の遵守事項)

第 6 条 監査員は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行う際に、常に公正かつ不偏の態度を保持しなければならない。

2 監査員は、職務上知りえた事実を正当な理由なく他に漏らしてはならない（不正防止計画推進室及び監事との連携）

第7条 監査員は、不正防止計画推進室及び監事と情報交換を行い、不正行為の発生要因や重点項目を把握し、効果的で実効性のある監査に努めなければならない。

(実施計画の作成)

第8条 監査室長は、年度当初に監査実施計画を作成し、競争的研究費不正防止委員会の承認を受けなければならない。

2 監査実施計画の内容は、以下のとおりとする。

- 一 監査の方針
- 二 監査を受ける者
- 三 監査の区分
- 四 監査の内容
- 五 監査の日程
- 六 監査の方法
- 七 監査員
- 八 その他重要な事項

(監査の通知)

第9条 最高管理責任者は、監査の実施にあたりあらかじめ監査を受ける者に通知するものとする。ただし、臨時監査は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査の方法)

第10条 監査は、原則として実地監査により行う。

(監査結果に基づく意見交換)

第11条 監査員は、監査結果に基づく説明及び問題点などの確認のため、監査を受けた者との意見交換を行うことができる。

(監査結果の報告)

第12条 監査員は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告をしなければならない。

2 監査報告書には、次の各号に定める事項を記載する。

- 一 監査を受けた者
- 二 監査日
- 三 監査の方法
- 四 監査の区分
- 五 監査の内容
- 六 監査担当者
- 七 監査の結果
- 八 改善又は是正すべき事項

(指摘事項に対する回答)

第13条 最高管理責任者は、前条の報告を受け必要と認めるときは、監査を受けた者に対し、必要な改善又は是正を指示するものとする。

2 前項により最高管理責任者から指示を受けた者は、改善した事項又は是正した事項を最高管理責任者に報告しなければならない。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月6日から施行する。

附 則 (平成21年3月4日達第16号)

この要領は、平成21年3月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日達第10号)

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則 (令和3年12月10日達第8号)

この要領は、令和4年1月1日から施行する。